

《論 説》

犬養 毅と小田県庁時代

——自筆記録『家記大要』を読んで——

坂 本 忠 次

はじめに

1932（昭和7）年5月15日、若槻礼次郎民政党内閣にかわって政友会内閣の首相をつとめていた犬養毅が、「話せば分かる」の言葉を残して軍部、青年将校らの凶弾に倒れた事件——昭和史におけるいわゆる5・15事件——への日本国民、岡山県民の驚きとその衝撃がきわめて大きかったことはいうまでもない。「憲政の神様」とさえ呼ばれた犬養毅（木堂と号す）は、5・15事件が戦前日本における政党政治の終焉を意味したことに象徴される通り、同時にいわば「悲劇の宰相」としても知られ、今日に至っている。

ところで、犬養毅の幼少年時代・青年時代の事跡について、また、彼が何故「憲政の神様」とまで呼ばれるに至ったか、その幼少年・青年時代の生い立ちや学問、その政治思想の形成に関連することについては、今日まで、多くの伝記や犬養に関連する出版物⁽¹⁾が出されているにもかかわらず、なお十分な解明がなされているとはいえない。彼の年譜をたどりつつ、幼少から青年時代にかけ彼の学問や思想形成に大きな影響を与えた人々についてみると、父犬飼源左衛門当濟（6才頃まで）、庭瀬藩医森田月瀬（7才）、犬飼松窓の三餘塾（11才）、倉敷の明倫館（15才）、湯島の共慣義塾（21才）、慶応義塾の福沢諭吉（22才）などがあげられている。このうち、森田月瀬や特に犬

飼松窓の三餘塾からの影響は、他の岡山県出身の人材大蔵平三、大原孝四郎、坂本金弥らと共に大きかったものとされている⁽²⁾。しかし、このことと同時に（あるいはこれ以上に）、彼が1872（明治5）年6月から1874（明治7年）3月頃まで小田県庁に勤務していた時代、小田県を中心とした啓蒙運動や民会運動の潮流の中から、彼の受けた思想的影響もきわめて大きかったと見られることである。近年、このことを示す重要史料の一つとして彼の自筆の記録『家記大要』が、所蔵者犬養道子氏並びに保管者木堂資料館（岡山県）の特別のご好意で公開される運びとなった⁽³⁾。その労を取られた岡山県

(1) 犬養毅についてのこれまでに出版された伝記や書簡、評論等は数多くあるが、代表的なものでは、木堂先生伝記刊行会・鷲尾義直編『犬養木堂伝』上、中、下、原書房、昭和43年。鷲尾義直編『犬養木堂書簡集』人文閣、昭和15年、などが参考となる。その他、古く川崎克編『木堂政論集』文會堂書店、1913年。『木堂談叢』犬養毅講述、博文堂、1922年。鶴崎熊吉（鷲鷹）『犬養毅傳』誠文堂、1932年。木山巖太郎『木堂先生と私』1933年。『立憲政友会史』第7巻（犬養毅総裁時代）菊池悟郎編輯、1933年、（増訂版1990年）日本図書センター。片山景雄編『木堂犬養毅』日本評論社、1932年、平沼赴夫『犬養毅』山陽関書出版、1975年。戸川猪佐武『犬養毅と青年将校』（昭和の宰相）講談社、1982年。上山親一『犬養木堂と私』犬養木堂会、1982年。岩淵辰雄『犬養毅』（日本宰相列伝、13）時事通信社、1986年。ほかがある。5. 15事件50周年を記念して山陽新聞社編『話せばわかる——犬養毅とその時代』上、下、同社出版局、昭和57年、が出、また、かつて同事件にかかわった陸軍士官候補生による、八木春雄『五・一五事件と士官候補生』（非売品）、昭和63年、なども出されている。近年、長野県茅野市在住の五味幸男氏が、富士見高原・白林荘時代の木堂を中心にふれておられる。なお、筆者は、最近犬養毅の岡山地方の国民党を中心とした地方政党活動について拙著『大正デモクラシー期の経済社会運動』岡山大学経済学叢書第11冊、同御茶の水書房、1990年刊、第3章で取り上げた。また、エピソードを含めた犬養毅の生涯の素描については、拙稿『岡山県民からみた犬養毅』『図説岡山県の歴史』（近藤義郎・吉田晶編集）、河出書房新社、1990年、所収を参照。なお、同書259ページの拙文で犬養が小田県庁に勤務した明治5年（1872）～明治7年（1874）頃、阪谷朗廬によるまぐらに桜溪塾も開かれと、あたかもその頃まで桜溪塾が存在していたような記述を行った点については、本論文でもくわしくふれているが、あくまで思想的な流れの沿革、その連関性について述べたに過ぎないことをお断りしておく。本論文では、犬養毅が小田県庁時代に強く受けたと思われる明治初期の小田県の啓蒙運動・民会運動の動きの原流をたどり、犬養毅と小田県時代との関連に焦点を当ててみようとするものである。

(2) 『三餘塾 犬飼松窓』中備史談会、昭和29年、24ページ以下参照。

はじめ関係者の皆さんに誌上を借りて厚く御礼を申し上げると共に、以下に、上記史料の一部の紹介を中心として、今まで充分解明されて来なかった犬養毅の小田県庁時代のこと、特に当時の小田県をめぐる私塾や民会・啓蒙思想運動の潮流が彼の政治思想の形成に与えた影響の一端についてふれておくことにしたいと思う。なお上記『家記大要』は、1992年春刊行予定の『岡山市百年史』資料編Ⅰの刊行により全文が公開される手筈となっていることを付記しておこう。

1. 笠岡（小田県庁）時代の犬養毅

まず、犬養毅の自筆の記録『家記大要』の中で、犬養が1912（明治45）年7月28日に早稲田の地で病後執筆した『家記大要』における小田県時代の部分の叙述から見ておくことにしよう。

この『家記大要』は本文約53ページの小冊子で、その中には、「家記序」「家系」「系譜」などの小タイトルにはじまる通り、犬飼家（先祖の姓）のこと、彼の生いたち、祖父のこと、犬飼姓を犬養姓に改めたこと、幼少からの教育のこと（三餘塾、森田月瀬先生家塾ほか）、家が経済的に苦しく学資に困ったことなど幼少から本人は「辛酸の歴史」だったことが、回顧風に記述

-
- (3) この『家記大要』は、木堂の長女で評論家、海外在住の犬養道子氏が所蔵され、同氏からの寄託を受けて木堂資料館（岡山市川入）に保管され未公開の資料であった。筆者が『岡山市百年史』の資料編の編纂に際し、岡山県を通じて海外在住の犬養道子氏に市民県民への公開協力をお願いしこのたび所蔵者からご快諾を頂いたものである。なお、犬養道子氏は多くの評論集などを発表し国際的にも活躍しておられるが、かつて、「日本人の記録——犬養木堂——」を毎日新聞夕刊に1969（昭和44）年3月4日から同年12月27日まで254回にわたって連載された。この中で、木堂の幼少時代のことや小田県時代のことにもふれられている。もっとも、この自筆記録『家記大要』も、前掲、鶴崎氏や鷺尾氏の伝記では一読されたと見られる叙述もあるが直接の引用は見られないので、多分木堂の近親者の資料であり、今までの伝記の多くは、木堂からの聞き書きが中心だったのではなかろうか。

されており、犬養家の由来並びに本人の生いたちと青年時代を知るには欠かせない重要な文献の一つとなっている。犬養が学資のためもあり、小田県庁（笠岡）の地券局に勤務するに至った時の家庭や周囲の事情について『家記大要』には次のように記されている⁽⁴⁾。

然るに困難なるハ孝資也吾家ハ貧也外伯父ハ富豪なれど斯る事に出資する人にあらず姉の家ハ新らしき姻家にて話も出来ず只ソレのみ苦心し居たるに恰も好し新に小田縣を笠岡に置き地券局の筆生を募ると聞き直に之に應じて筆生となり其所得を以て學資を造らんと樂みしに何を凶らん月給僅に6円にして食費雜費の外に剩餘のあるへき筈なく是も亦失敗に歸したれハ唯懊悩苦悶の間に日月を送り居たり左れど其間と雖も書を讀み文を綴り獨學の出来る丈けハ為し居たり

上記にみられる通り、彼は、家庭の経済事情などから小田県庁地券局に勤務したが、月給僅に6円と苦しかった事情をありのままに記録している。しかし、笠岡に出て、彼は、三餘塾時代の漢学の素養に加えて、「思想に一大變化」⁽⁴⁾を与えられる機会を得たのである。即ち、つづいて次のように記していることが注目される。

筆生の賤役ハ全く豫想に違ひたれど笠岡に出てし為めに吾思想に一大變化を与ふへき機會に逢遇せり即ち漢學の外にも貴むへき孝問ある事を知りし一事也
是時ニ當り縣下の先覺者間にハ翻譯書及新書（西洋事情の類）丈ニ行ハれ壯年の孝者として有名なる坂田警軒東京より歸り盛に洋書の有用を主張し學海の台斗と仰れたる山田方谷先生ハ漢也温故洋也知新漢洋一貫可以師人と唱道せられたれハ四方翕然として響應し有志の徒輪講會を設けて譯書を研究するもの處々に起りたり左れど先師の家塾ハ依然として經學を專攻し未だ嘗て新空氣の侵入を許さず故に予ハ是時まで漢孝の外に學問ある事を知らざりし也

(4) 以下『家記大要』よりその一部を引用した。

そうして笠岡のお寺（後、県会の開かれた地福寺などか？）で、学習会があり、漢訳の「万国公法」などを夜を徹して読んだ時の情景について次のように記している。

笠岡の一寺院に譯書輪講會あり、福山の醫師藤井塵外なるもの牛耳を執り有志十数人毎夜相會し氣海觀瀾博物新篇（漢譯）の類を輪講す予ハ先輩の郷友多田松莊に勤められて其會員となりしが其多くハ漢學の老書生若くハ醫者にて皆予より十年又ハ十四五年も年長の人のみにて十臺の少年書生ハ予一人のみ予ハ元來治國平天下を以て宗旨とせる頭腦なれハ地球が如何になるも日月星辰が如何になるも物理の説が新奇なるもすべて人事に關係なけれハ必要もあらずと心竊に輕侮し居たるに松莊一日漢翻万国公法を携來りて曰く頃日之を得て再三熟讀すれとも遂ニ解する能ハす諸同人皆評して難解の書と云へりと予因て請ふて之を讀むに愈々讀み愈々疑を生し為めに三夜ハ夜を徹して之を讀み僅に茫漢の間に大意を捉へ得たれハ直に松莊を叩ひて試に之を講したるに松莊大ニ驚嘆せり左れど予も亦實ハ了解し能ハざりし也了解し能ハざる中にも洋學の輕す可ざるを覺知し茲に始めて漢學を棄て、新學問を修めんとの決心を為し安井先生を仰くの意ハ一轉して福澤先生を慕ふに至なれり是れ予カ思想の一大變化にして此變化を与へたる万国公法一部ハ實予の一大紀念物也

笠岡の地での輪読会には、医師も参加しているとあり、阪谷朗廬が備中国築瀬村桜（現後月郡芳井町築瀬）に開いた近世の桜溪塾以来の同門の人材が多く参加していたことが予想できる。例えば朗廬の甥で興讓館高校の初代校長となった坂田警軒らが参加していたことは明らかだし、備後国粟根村（現福山市加茂）出身の医師で明治初期・自由民権期の啓蒙思想家としても知られた窪田次郎をはじめ、福山藩の医師らも多数参加した輪読会であったことが想像できよう⁵⁾。

以上にみたように、犬養の自筆記録『家記大要』の中身によって、彼の小田県庁勤務時代が彼の政治思想の形成にとって「一大変化」を与えるきっかけとなったことが明らかとなるのである。そこで、次に、彼の思想形成に大きな影響を与えたと思われる当時の小田県地域における幕末から明治初期に

かけての開明的思想，啓蒙的思想の潮流について見ておくことにしたい。

2. 桜溪塾と阪谷朗廬

小田県の民会運動の原流をなし、またこれに直接・間接に影響を与えたものを辿ってみると、阪谷朗廬の開いた^{さくらだに}桜溪塾、坂田警軒を初代校長とする興讓館（ほかに^{やなせ}築瀬村の山成弘斎の私塾、鴨方村の西山拙斎の塾〔欽塾〕、福山藩の啓蒙社及び啓蒙所、誠之館、笠岡の細謹社などもあった）、窪田次郎が記したといわれる小田県臨時議院設立建白（「奉矢野権令書」）、学習結社^あ蛙

(5) この点を、別の史料「木堂先生回顧録」によると、次のようだったことが、前掲鷺尾義直『犬養木堂伝』上、38-39ページに記されている。同書では、木堂が「初めて洋學に志す」に至った動機について、

「その頃、医者などが寄って、漢訳の西洋書の輪講をやるのが大流行であった。会場は大概お寺で、集る者は吾輩より14、5歳か20歳位も年長の者ばかりであった。(吾輩當時17、8歳)書籍は何かといへば『氣海觀瀾』や『博物新編』とかいふもので、当時の學生には物珍しいことばかり書いてあるから、好奇心に唆られて熱心に讀んだものである。併し、經學を修めて、人事の學問を希望して居る吾輩には、甚だ物足りないものであった。

ところが或時、先輩の學友多田松莊が、漢訳の『萬國公法』を輪講の席へ持って來た。そして「どうもよく讀めない、月瀬先生の講義も聴いたが、ウマくゆかない」と言ふ。年少氣を負うてゐた吾輩は「漢文で書いたものが意味の判らぬ筈はないぢやないか」と做語すると「生意氣言ふな、そんな讀んで見ろ」と皆が言ふ。「よし、屹度讀んで見せる」と、いふので基本を持ち帰り、三晩位徹夜して讀んだが、誤訳などあってどうもすっかり腹に入らない。愈、輪講の席へ持ち出してやって見ると「成る程これはいゝ」といって皆は感服したが、吾輩自身は、どうやら茫漠として捕捉し得ない點があるやうな氣がしてならないが、併し斯ういふことを考へた、「これは支那の諸子百家の中にも無い新説だ、西洋にも物理の學問ばかりでない、先づ英語を學んで原本を讀んで見よう」と。

これとはほぼ同じ記述は、前掲鷺崎熊吉『犬養毅伝』31ページ以下(洋學志望の動機)にも見られる。多田松莊は、旧塾友森田篠安のところから漢訳の『萬國公法』を持ってきたと記している。なお、輪読会に参加した医師らの個々の名前は、藤井塵外以外は記されていないが、福山藩の多くの啓蒙的な医師の参加が見られていたことが予想できよう。なお、最近井上奈緒「小田県と犬養木堂」『備作之古文書』第9号、備作史料刊行会、1991年、も見られている。

鳴群めいぐん、1883（明治6）年以來の岡山県の地租改正反対闘争……など一連の動きが見られる。これらのすべてについて本稿でふれることはできず、また上記については近年いくつか学術論文や研究書・資料集なども出されているので、本稿では、このうち桜溪塾、興讓館、小田県臨時民選議院設立建白（窪田次郎が起草したといわれる）などについて見ておき、小田県時代における犬養と周田との関連を検討しておこう。

この点では、まず、近世の儒学者であり尊王開国論を展開した思想家として知られた阪谷朗廬とその甥の坂田警軒、さらに福山藩側からも医師など何人かの参加を見た備中国後月郡築瀬の桜溪塾について見ておかねばならない。

ところで、まず当時の時代背景についてみると、近世江戸時代の日本は、鎖国のもと外国と遮断され、きびしい封建体制のもとにおかれていたことはいうまでもない。1853（嘉永6）年6月3日、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーは遣日国使として軍艦4隻を率い浦賀に来航、開国を要求した。翌1854（安政元）年1月16日、ペリーは軍艦7隻を率いて再び神奈川沖に来泊、3月3日、幕府はペリーと日米和親条約（神奈川条約）を締結・調印し、下田・箱館2港を開港したのである。

この頃は、諸外国船が来航し、海防・開国論、さらに幕府政治への批判、西歐的な個人主義・自由主義の思想も広まり、一方、わが国の列強による植民地化への危機のもと国内各地で尊攘・討幕運動もおこり、幕末の激動時代を迎えていた時期であった。

阪谷朗廬（1822〔文政5〕11・17～1881〔明治14〕1・15）は、川上郡くみょう九名村（現美星町明治）の地主兼酒造業の阪谷家の三男に生まれた⁶⁾。通称素三郎のち希八郎、名あざなは素しゆし、字しけんを子絢、号を朗廬といった。幼少の時、6歳で父良哉に従って大坂に赴き奥野小山、大塩平八郎（連斎または中斎）に学んだ。11歳で江戸に移り、同郷の師さかや昌谷精溪の門に入り、つづいて古賀伺庵に師事し漢学を学び、古賀塾の都講に推されている。帰郷後念願の洋学を修

業するため大坂に出るが、母の急病で断念し、1848（嘉永元）年10月帰郷、その後閑暇にまかせ近国を旅し、1851（嘉永4）年8月、妻の実家がある築瀬村に桜溪塾を開いた⁽⁷⁾。

2年余り後の1853（嘉永6）年10月、一橋代官友山勝治が、領内の古老と相談して、西江原村寺戸に郷校興讓館を設け朗廬を招いたので、彼は、そちらに移った。朗廬は、尊王開国派で、開国論を主張すると共に議会主義と海軍充実を説く穏健な「開明派」であった。1868（明治元）年広島藩に藩儒として迎えられて、藩内子弟の教育にあたった。1872年（明治5）年上京、陸軍・文部・司法など諸省を歴任、1874年福沢諭吉らの明六社に加わり、50歳代で英、独語の勉強をし、世界共通語の必要を説いている。四男芳郎は、日銀副総裁、大蔵大臣、東京市長などを歴任し著名である。したがって、桜溪塾で朗廬は、1851～53年の2年間のみ教えるにとどまった。しかし、すでにそれ以前から福山藩の栗根村で生まれた医師・啓蒙思想家の窪田次郎（後述）も、13歳で朗廬の門に入り漢学を勉強している。朗廬の伯父の山鳴大年、山成直蔵の協力援助で桜溪塾ができたのだが、この山成家と窪田次郎とは後姻戚関係になっていることから両者の深い結びつきが想像できよう。このようにして、築瀬村の桜溪塾では、甥の坂田警軒を含め多くの開明的な人材（福山藩の医師を含む）が育つところとなるのである⁽⁸⁾。

(6) 阪谷朗廬については、『朗廬全集』阪谷素著、明治26年、のほかに「贈正五位阪谷朗廬事歴」（阪谷芳郎編、昭和5年1月、50回忌記念誌に掲載の略歴、履歴書（先生自撰）、行状（阪谷芳郎撰）、などを参照。『後月郡誌』大正12年、第3編第4章人物にも儒者としての叙述が見られる。なお、『阪谷朗廬先生書翰集』山下五樹編、平成2年、が近年刊行された。

(7) 『後月郡誌』774-775ページ、241-242ページ参照。

(8) 芳井町立歴史民族資料館「地方文化をになった桜溪塾——朗廬と警軒——」（パンフレット）昭和61年5月、参照。なお芳井町教育委員会鈴木氏にお世話になった。また、『史談いばら』15号に、井上奈緒「地方文化発祥の地桜溪塾と阪谷朗廬」がけいさいされている。

3. 興讓館と坂田丈平

阪谷希八郎（朗廬）は、1853（嘉永6）年西江原村に招かれ「興讓堂」として10月1日開校すると、坂田丈平（警軒）も入学薫陶を受けるところとなった。丈平15才の時である。翌1854（安政元）年、古賀謹一郎（号恭溪）幕府の命により長崎へ行く途中朗廬を訪ね「興讓館」と書いた扁額を納め校名が確定、朗廬は初代館長として名声をはせた⁽⁹⁾。長州藩の久坂玄端、讃岐の白柳燕石等多くの志士が初代館長のもとを訪ね盛んに時事を論じている。1865（慶応元）年には一橋家の勘定組頭渋沢篤太夫（栄一）も朗廬を訪ね時局について論談している。1868（明治元）年朗廬は芸州藩（広島）に賓客として招聘され、坂田警軒が第2代館長に就任した。1870（明治3）年、朗廬は広島藩主に従い東京に去ったのである⁽¹⁰⁾。

興讓館第2代館長の坂田丈平〔警軒〕（1839〔天保10〕5・3～1899〔明治32〕8・15）は、川上郡九名村（現小田郡美星町）に生まれた。通称丈助のち丈平、^{あざな}字は夫卿、警軒と号した⁽¹¹⁾。1853（嘉永6）年一橋藩立郷校（のちの興讓館）開校と同時に入学し、叔父朗廬に師事。1860（万延元）年肥後の木下犀澤に学び、のち江戸に出て、安井息軒の門にも入った。帰郷後、岡山藩家老池田家の賓師となり、1868（明治元）年朗廬の後を受けて興讓館第2代館長となったのである。1872（明治5）年、警軒は館内に一新社（34名で結成）を興し、西洋の翻訳本を購入、知識の向上に努めている。これは興讓館図書館のはじまりであった。興讓館は、1874（明治7）年私立学校として文部省より正式に許可された。

幕末、維新期の備中・備後における庶民の教育機関としての寺子屋、私塾

(9) 『興讓館百二十年史』（山下敏兼編）「興讓館百二十年史」記念刊行会、昭和48年、70ページ以下。巻末に年表がある。

(10) 同上、巻末年表参照。

(11) 同上、225ページ以下。

の数は、全国的にもかなり多かったことが指摘されている。例えば、近世以来の現岡山県地域内の区郡別の寺子屋の開設数は、年によっては増減はある

表1 岡山県地域における近世・近代初期の寺子屋の開設数

郡別区	岡	御	津	赤	磐	和	邑	上	児	都	窪	浅	小	後	下	賀	上	川	哲	阿	真	大	西	西	東	東	勝	勝	吉	英	久	久	合			
	山	野	高	坂	梨	気	久	道	島	宇	屋	口	田	月	道	陽	房	上	多	賀	島	庭	西	北	南	北	北	南	野	田	南	北	条	条	条	計
元亀																																				1
寛永																																				1
承応																																				1
正徳																																				1
宝暦																																				1
明和																																				1
天明																																				1
寛政				1																																5
享和																																				4
文化																																				10
文政																																				34
天保																																				135
弘化																																				76
嘉永																																				154
安政																																				161
万延																																				29
文久																																				107
元治																																				38
慶応																																				167
明治																																				90
不詳																																				14
合計																																				1,031

注) 1. 『岡山県教育史』上巻より引用。明治らんは明治5年(1872)まで。
2. 合計は新設数の合計で、廃止分は差し引かれていない。

が嘉永年間で154, 安政年間167, 慶応年間167, 明治初期90に達している⁽¹²⁾。天保期から急激に増大しはじめ, 慶応期・明治初年(明治5年まで)に頂点に達するのである。寺子屋の増大は, 支配層・中間層の民衆教化の重視と民衆自身の学習欲の増大によるものとされている⁽¹³⁾。学制前の1872(明治5)年現在の統計では, 岡山県(備前・備中・美作)下の寺子屋生徒数は47,780人, 私塾は144で生徒数11,381人, 合わせて, 6万人に近いとされている。当時の岡山県人口約100万, 7~20歳までの人口22万余だからその2, 3割に当たっている⁽¹⁴⁾。

1871(明治4)年7月の廃藩置県にともない, 同年11月15日, 各県を廃し岡山県・深津県・北条県を置いた。1872(明治5)年6月, 深津県は小田県に改称され, 小田県にも大区・小区制が実施されることとなった。1873(明治6)年3月「小田県新聞」も創刊されている。興讓館は, 多くの人材を輩出したが, 備中国笠岡村の森田佐平の長男として生まれ, のち明治時代の翻訳文学に一時期を画した森田思軒も, 明治10年代に坂田警軒の興讓館に学んでいる。彼は1882(明治15)年退塾上京した。

1874(明治7)年小田県学校督事であった坂田は, 小田県権令矢野光儀に〈奉矢野権令書〉を提出して臨時議院の開設を主張, この要求は受け入れられ同年8月, 笠岡の地福寺で初めて小田県の県会(臨時民選議院)が開かれたのであった。その後小田県は岡山県に合併される。

1876(明治9)年, 警軒は, 閑谷巖山田方谷のたつての依頼で隔月の往復教授を引き受けている。

坂田は, 1879(明治12)年, 第1回県会議員選挙に後月郡から立候補して当選, 初代岡山県会議長となり, 立石^{ちまた}岐^{おしおいつま}, 忍峽^{しのせ}稜^{りやう}威^い兄^{あに}らと県下自由民権運動

(12) 『岡山県教育史』上巻, 昭和12年, 復刻版昭和56年, 314ページ以下。

(13) この点, ひろたまさき・倉地克直編著『岡山県の教育史』思文閣出版, 昭和63年, 260ページ参照。

(14) 『岡山県統計書』明治12年。前掲書, 262ページ。同324ページ。

の先頭に立ち、県令高崎五六と対決した。県会路線といわれている岡山の自由民権運動の主要リーダーの一人となった。『山陽新報』第63号の社説「両備作三国親睦会」（1879〔明治12〕年5月8日）には、県会が「其閉場ノ式ヲ終ヘテ將ニ解散セントシテ、親睦会ヲ松江桜ニ開」き、列席の県会議員に両備作三国親睦会の結成を呼びかけたところ、「列員ことごと悉く皆ナ記名同意ヲ表」したと記している。そうして同年5月29日付の『山陽新報』広告欄に、坂田丈平をはじめ林醇平・忍峽稜威兄・立石岐・柴原宗助・菅英治・三村久吾・小松原英太郎の連名で、両備作三国親睦会への参加の呼びかけを掲載し、10月26日の親睦会で12月30日を期し、国会開設の建言書を差し出すこと（「岡山県両備作三国有志人民国会開設建言書」（1880〔明治13〕年1月）に決めた）が、これは全国の動きに先き駆けた建言書の提出であった。しかし、坂田は、国会開設運動最盛期の1880年2月県会議長を辞職、自由民権運動から離脱していくこととなった。これは、叔父であり師である阪谷朗廬から急進派に陥らないよう注意を受け、謹厳穩健の説を持したからとされている⁽¹⁵⁾。

4. 小田県議事所と民選議院の開設

——窪田次郎らの活動——

1872（明治5）年6月、県庁は福山から笠岡へ移り、県名も深津県から小田県に改称された。小田県では、同年8月、県庁に議事所を開設することを発表した。これを「岡山県史料」によってみると次のように記している⁽¹⁶⁾。

議事条件

当春置県草創ノ際、各郡適宜ニ申合セ事ニ慣候者一名乃至二名庁下へ相詰メ細大ノ事務取扱ハセ来リ候処、固ヨリ規律未タ定マラサレハ、紛雜多岐ニ涉リ却テ壅滯ノ恐れ無キニ非ラス、仰地方官ノ事務タルヤートンシテ実地実物ノ施行ニ関涉セサルナシ、然ルニ在

(15) 『興讓館百二十年史』289～291ページ。西毅一から警軒あての書簡参照。

(16) 「岡山県史料」52による。

上ノ人往々下情ノ在ル所ヲ詳ニセス、故ニ令スル所或ハ民情ニ悖リ隔靴ノ憾ナキ能ハス、下民亦朝旨ノ有ル所ヲ知ラスンテ単ヘニ各自ニ所欲ヲ遂ントス、必竟上下間絶気脈ノ相通セサルノ故ニ因ル、是ヲ以テ今般各村正副戸長ノ内事務ニ練達シ著実ナルモノ一名ツ、更番ヲ以テ庁下詰申付、上下ノ間ニ周旋シ上旨下情ヲ通暢セシムル為メ議案ヲ下シ相互ニ輿論譏議ヲ尽サシメ、以テ施政ノ補闕ニ充ント、明治5年壬申8月其大旨ヲ説述スル左ノ如シ

今般県庁下ニ議事所相設各郡一人ツ、詰合申付候、総代ノ義ハ則管内民庶ノ名代人ニシテ下議員職ニ当ル者也、上下ノ中間ニ居リ上下ノ情ヲ通シ、^(おとそ)凡 大小ノ事件時々議ヲ下シ合議セシムル業ヨリ著実ノ譏議ヲ聞ヲ希フ、県庁固ヨリ好言ノ赤心ヲ推シ以テ之ヲ総代ノ服心ニ置キ敢言ノ説ヲ拒マス敢怒ノ罪ヲ問ハス、公聽平思ノ取捨ヲ務メ以テ施政ノ不逮ヲ補フヲ欲ス……(後略)

同年6月20日には、「御管内戸長副戸長共区外ヨリ相勤候分ハ残ラズ御廃止」を指令して、それぞれの町村在住者から戸長・副戸長を選出させることとした。その上で各郡1名ずつの正副戸長の代表を集めて、8月の議事所開設のはこびに至っている。「総代ノ義ハ則管内民庶ノ名代人ニシテ下議員職ニ当ル者也」と記している。「明治五年壬申十月十五日……初テ会議ヲ開キ」と記されている通り、同年10月15日会議を開いたが、その議事内容などは明らかにされていない。ただ小田県下では、現実には、郡を大区とし、区長を戸長・副戸長の入札で選ぶ制度は、戸長・副戸長らが反対し1年以上も区長の任命が延期されていた⁽¹⁷⁾。

1874(明治7)年小田県の要請により小田県教育伝習所が興譲館内に置かれた⁽¹⁸⁾。この年、先にみた、坂田丈平、窪田次郎らにより小田県臨時民選議

(17) これらについては、内藤正中『“下流の民権説”の成長——明治7年備中小田県臨時議院設立建白をめぐって——』『瀬戸内海研究』第7号、昭和30年、をはじめ、甲斐英男『明治地方自治制の成立』溪水社、1981年。有元正雄・頼祺一・甲斐英男・青野春水『明治期地方啓蒙家の研究——窪田次郎の思想と行動——』溪水社、昭和56年、『広島県史』近代I、昭和55年、『福山市史』下巻、昭和53年、などを参照。

院開設の要求が、小田県権令矢野光儀に対してなされたのである。「小民恐縮々々赤面汗を流令公閣下に白ス……」で始まるこの「奉矢野権令書」（明治7・7・5）には、「三歳，小兒モ御誓文ヲ譜シ其名ハ君民協和其實ハ上下隔絶」との現状認識に立って「先ツ縣廳ニ於テ公然タル臨時議院ヲ開き，每一小区ヨリ兩三名ヲ撰ヒ出シ小民等モ亦其末員ニ加里令公閣下自ラ議長トナリ玉ヒ，^{かみ}上国律租法ヨリ^{しも}下細民ノ交際ニ至リ，天朝議院ノ則ニ倣ヒ忌憚ナク究論センメ」るよう提案している。この書を起草したのが，小田縣第六大区安那郡粟根村醫生窪田次郎であり，窪田の署名となっている。この願書の伺については，第六大区安那郡十五小区粟根村の窪田次郎と第八大区後月郡寺戸村の坂田丈平が署名し，この伺出を取次いだのが安那郡粟根村戸長の藤井平太だったのである。この願書の資料を見ておこう⁽¹⁹⁾。

民撰議院ノ儀ニ付願書

東京日々新聞第七百十五號江湖叢談中兵庫縣縣令ヨリ管下エ告示寫井議長エ伺書寫記載有之，開花之御時節ナレハ實以テ左モ可有之儀ニ付，當縣ニ於テモ右様ノ御高舉有之度偏ニ奉願上候，以上

明治七年六月廿七日

第一大區小田郡富岡村 北 村 七 郎◎

第一大區小田郡笠岡村 小 野 亮◎

第一大區小田郡笠岡村 三 村 立 庵◎

第六大区安那郡粟根村 窪 田 次 郎◎

第八大区後月郡寺戸村 ^(坂) 坂 田 丈 平◎

小田縣権令 矢 野 光 儀 殿

前書之通願出候ニ付取次奉指上候，以上

安那郡粟根村 戸長 藤 井 平 太◎

〔本縣〕「書面申立之趣尤之義ニ候，既ニ栓義中ニ候條急速所分ニ可及候事

明治七年六月廿九日

小田
縣廳

上記史料に記された、阪田（坂田）以外の小田郡富岡村北村七郎は笠岡の書店細謹舎（後述）の支配人であり、小田郡笠岡村の小野 亮，同笠岡村の三村立庵，安那郡栗根村の窪田次郎はいずれも医師であった。

窪田次郎（1835〔天保6〕4・24～1902〔明治35〕4・18）は、備後国安那郡栗根村に父亮貞の二男として生まれた⁽²⁰⁾。幼児期病弱であったので特に大事に育てられた。父の影響を強く受けながら勉強し、当時医を志す者がそうであったように漢学から勉強した。1848（嘉永元）年13歳で後月郡築瀬村住の新進の儒学者阪谷郎蘆の門に入り漢学を学んだ。阪谷郎蘆はすでにみた通り帰郷後夫人の里後月郡築瀬村で1851（嘉永4）年桜谷（溪）塾を開き青年の教育を行い、1853（嘉永6）年西江原村の興讓館に教授として招かれ、尊王開国の思想のもとで多数の弟子を育てた。その頃神辺には廉塾があったがこれには入らず、郎蘆の門をたたいたのは、菅茶山の没後で郎蘆の名声が高かったこと、母が備中国後月郡出部村山成久郎左衛門の娘であったこと、などによると見られている⁽²¹⁾。

ちなみに、図1で阪谷・坂田家と窪田次郎との関係を見ると、坂田氏、本家良哉の三男が阪谷希八郎（朗蘆）、その甥が丈平（警軒）、分家の金作の孫娘が福山藩栗根村の窪田次郎に嫁いでいることが分かる。阪谷希八郎の夫人恭は、築瀬村の山成直蔵の娘であり、この四男芳郎は、渋沢琴子と結婚している。このような親族関係を通じて、窪田次郎が医学を学ぶ前にまず漢学を朗蘆に学び、丈平や次郎が、尊皇開国派の思想を大きく受けた朗蘆同門の弟子（次郎は間接的だが）でもあった背景が分かるのである。

窪田次郎は、その後1852（嘉永5）年頃、尊皇開国論者の福山の江木鰐水の門に入り、鰐水から儒学と医学を学んでいる。ペリー来航の年1853（嘉永

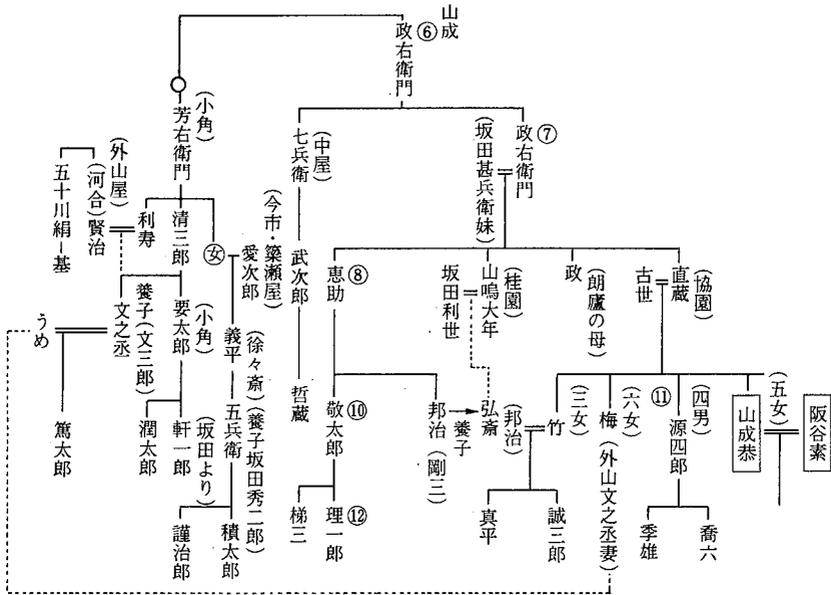
(18) 前掲『興讓館百二十年史』年表。

(19) この史料は、『広島県史』近代現代資料編Ⅰ，昭和48年，に収録されている。

(20) 窪田次郎については，前掲，有元氏ほかの共著が最もくわしい。

(21) 同上書，42ページ。

図2 山成家の人びと



- 注) 1. 出典は図1に同じ。
 2. ○数字は本家中間の当主の代を示す。

た。

次郎は、この緒方郁蔵のもとで1年間蘭医学の勉強をし、続いて1855（安政2）年2月京都に出て、赤沢寛輔に入門し、蘭学および蘭医学を3カ年学んだ。続いて播磨加東郡木梨村に行き、洪庵の高弟である村上代三郎に1858（安政5）年3月入門し、1861（文久元）年6月までの3カ年間で、蘭学および蘭医学の勉強を続けた。この間弟堅造（墓石銘は堅三）とともに江戸に出、あるいは佐倉に蘭医佐藤泰然・舜海（尚中）を訪ねるなどして勉学につとめた。

1862（文久2）年4月、医学の研究は弟堅造に託し栗根村に帰り、父を助けて診療にあたった。1867（慶応3）年正月、父亮貞が隠居したので医院の

責任者として、診察および治療に従事し、地域の人々のために尽した。

明治期に入り、次郎は、診察及び治療の医療活動を粟根村にて、今まで学んだ優れた医学の知識や技術のもとこれを周辺の農民に押し行くと共に、啓蒙と民政活動（1869〔明治2〕年の飢饉における救助活動のほか）、福山藩の藩札整理・財政再建のための報国両替社の設立（1871〔明治4〕年）、藩政末期からの租税改革・地租改正、福山藩における教育・強化活動として啓蒙所の開業（最初は1871年2月の深津村長尾寺）、細謹社の設立（1872〔明治5〕年9月）などに協力していくのである。このうち細謹社は1872（明治5）年3月窪田が東京から帰郷、同年秋の9月小田県に阪田雅夫・猪木雄一らと相談して設立した〈書林会社〉であった。細謹社の本店は笠岡の地に置かれ、福山、玉島に分店を置いて開店した⁽²²⁾（笠岡本店の支配人北村七郎）。文明開化期に最も読まれた啓蒙書、翻訳書、地理・歴史・政治・法律・産業関係書、『明六雑誌』の定期購入をはじめ医療・教育器具・文房具の購入を行って活動し笠岡村をはじめ小田県地方の文化と啓蒙活動に大きな役割を果たした。社の構成員40数名であったが、1882（明治15）年4月7日解散し、後再興されている。

医療・衛生活動では、福山西町に1869（明治2）年9月開設された医学学校兼病院の同仁館、小田県での1872（明治5）年以降医療行政への建言などがみられる。窪田は小田郡笠岡村の三村立庵のもとに寄留し、小田県の医療行政に建言し自らも協力した。小田・窪屋・後月・浅口郡などでの医会・衛生会活動をはじめ明治10年代からのコレラ予防活動への協力、笠岡村の三村立庵が1882年頃没してからは浅口郡占見村の柚木洋硯宅を寄留先とし、浅口郡新々社に活動の中心を移し医師会の活動を行うと共に、1888（明治21）年からは「子女教育ノ為メ」岡山へ移住している。⁽²³⁾

(22) 同上書、183～185ページ。当初の計画は小田県のもっと広範囲に分店を置くものであった。

上記のような教育・医療衛生活動を小田県を中心に行ったが、何よりも、小田県を中心とした開化期の政治思想への窪田次郎の影響の大きさを上げておかねばならない。

すなわち、1869（明治2）年の福山藩の公議局（とくに下局）の設置から1872（明治5）年の小田県の議事所の開設にいたる「上から」の地方民会の流れと、これに対抗する形で展開された窪田次郎を中心とする「下から」の動きとこれを貫く政治思想——1871（明治4）年に窪田次郎の居村栗根村で始められた代議人制度、1872（明治5）年の地方民会から国会までの議会構想、さらに1874（明治7）年の民選議院開設の要求など——について見ておくことが必要であろう⁽²⁴⁾。なお、これに次いで、1874（明治7）年末に結成され、翌1875（明治8）年に入って活動を開始した学習結社蛙鳴群⁽²⁵⁾の結成とそこでの言論活動や政治論——窪田次郎の演説ほかが見られる——もみられるが、本稿では、必要な限りでの叙述にとどめる。

小田県の民会活動の前提には、先に述べた福山藩における1869（明治2）年の藩制改革にとまなり福山藩議院（公議局、下局）の設定、藩下の一農村＝安那郡栗根村に1871（明治4）年設けられた代議人制度（一種の公選民会と考えられる）などを上げておかねばならない。もっとも、藩議院については、当時の岡山藩でも1870（明治3）年4月「岡山藩議院規則」を定め、藩議院を発足させている⁽²⁶⁾。

1872（明治5）年8月、小田県議事所が各郡戸長総代の詰所として開設され、同年10月初めて会議を開いている。この時期、たまたま大参事岡田吉顕について、いわば「参謀」として上京していた窪田次郎は、上京中に得た新知識をもとに「下議院結構ノ議案」と題する議会構想を作成し、1872（明治

(23) 同上書、204～216ページ。

(24) 同上書、第2章参照。

(25) これについては、同上書、第2章のほか故甲斐英男氏の前掲書が詳しい。

(26) 『岡山県史』近代Ⅰ、昭和60年、第2章第2節（内藤正中執筆）参照。

5) 年9月、当時笠岡にいた友人の美澤讓三郎、谷積太郎宛送り批判を求めている。この構想によれば、ほぼ次の如くなる⁽²⁷⁾。

- (1) 小区会——各小「区中ノ毎戸ヨリ五伍ニ一人ノ積ヲ以テ」、21～60歳の者のなかから「区内伍長以下職業貧富才不才学不学ニ抱ハラズ」議員を選出し、彼らを「小区中ノ名代人」として「戸長組頭取締役ト区中ノ事ヲ協議ス」る。
- (2) 大区会——各「小区会ヨリ一人」ずつ「代議人順番ヲ以テ務」めさせ、彼らが「戸長ノ集会ヘ立会一大区中ノ事ヲ協議ス」る。
- (3) 県会——「為政ノ役ヲ勤ムル者」を除く大区中27～55歳の者のなかから、「一大区中ノ戸長組頭取締役惣代議人小学校教官啓蒙所教師其他有志ノ男女一同」の選挙によって「一大区ヨリ一人」ずつ議院を選出し、彼らを「一大区ノ名代人」として「一県ノ事ヲ協議」する。
- (4) 天朝下議院——「副議長ヲ除」く「県會議員中」から「県官中小学校ノ教官啓蒙所ノ教師惣議員惣戸長惣取締役其他有志ノ社人僧侶有志ノ男女一同」の選挙で「一人ヲ差出」し、「左院ニ伺候シ下議員ト」する。

およそ以上にみる通り、小区会と大区会、県会と天朝下議院とは、その選出方法に輪番制と選挙制とのちがいはあるものの、それぞれ前者の代表者によって後者が構成されるという形で直接「相連環」させられていた。

このような、小区会から天朝下議院までの有機的連関性は、単に形式的なものにとどまらず窪田の民意実現のための民選議院の開設構想と実質的に関連していた。以上のような民選議院設立の要求を受けて、小田県矢野権令は、ついに「区會議概則」を公布し、これにこたえるところとなった。「岡山県史料」(小田県歴史)によると以下のように記している⁽²⁸⁾。

(27) 以下は前掲、『明治期地方啓蒙家の思想』、62ページ以下。

(28) 「岡山県史料」52 小田県歴史による。なお『小田縣史』日本文教出版、昭和17年(昭和46年複製)、132ページ以下も参照。

明治7年甲戌5月2日朝廷全国ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メラレ上下協和民情暢達ノ路ヲ開カレント先ツ地方官會議ヲ設ケサセラレン為議院規則憲法ヲ達セラル依之一層民間事情ヲ審問シ然後出府セント区會議開設ノ布達左ニ

今般政府ニ於テ會議御開有之全國人民ノ代議人ヲ召集セラレ律法御確定上下協和民情暢達ノ路ヲ開カセラレ各其業ニ安ンシ以テ國家ノ重キヲ担任スヘキ義務アルヲ知ラシメン事ヲ御期望在ラセラレ先ツ地方ノ長官ヲ被召寄人民ニ代テ協同公議セシムトノ勅旨ニテ來ル9月10日ヲ限り著京ノ儀被仰出候ニ付兩人ノ内出京ノ積リ就テハ會議ニ連リ地方ノ景況衆議ノ意見ヲ上申シ又御下問ノ事件アレハ存意ヲ奉答スヘシ依テ予メ一般人民ノ意見ヲ領承致度候条別紙概則ニ基キ各大区會議ヲ興シ國憲民法細大ヲ挾ハス租稅賦課等ノ件ニ至ルマテ施政上ノ便不便民間ノ利害得失ヲ熟考シ心付次第無忌諱精々討議ニ及ヒ追テ各区ノ決案ヲ以テ庁下ニ於テ大ニ合議致シ候様有之度此段相達候也

明治7年7月

区會議概則

第1条 每小区一兩名ノ議員ヲ公撰シ議員中ヨリ議長一名ヲ公撰スヘシ尤区戸長ノ中ヲ撰挙スルモ妨ケナシ

第2条 會議ノ節人民一般參聽苦シカラス

第3条 一切ノ議案ハ議長ヨリ之ヲ議員ニ付シ論定セシム又議員ヨリ意見ヲ建議スル事アルヘシ

第4条 會議ノ本旨ハ公平無私ノ心ヲ以テ其議ヲ尽シ忌憚ナカルヘシ尤誹謗詈等都テ粗言暴行ヲ謹ム可シ若シ犯ス者ハ議員ヲ除ク

第5条 議事ノ可否ハ同論ノ多キ方ニ決ス可シ

第6条 議長ハ會議中ノ規則ヲ掌リ議員ヲ總括シ衆論ノ旨趣ヲ熟考シ同數兩立ヲ判決ス可シ會議ノ席ニ於テ自己ノ論ヲ發スル勿レ

第7条 書記并用度ヲ管スルモノハ適宜タル可シ

第8条 各区ノ會議ハ來ル8月10日ヲ以テ畢ル庁下ノ總合議ハ同2日ニ始メ15日ニ終ル

第9条 會議費ハ都テ民費適宜ニ所分スヘシ

但一半ヲ反高ニ課シ
 但一半ヲ戸數ニ賦スルノ類

第10条 庁下台議ノ規則ハ追テ達スヘシ

右數款ノ外不審難決ノ件ハ窺出可シ

右公布ニ付7月下旬ヨリ各大区一小区限リ議員正副2名ヲ投票シ其人ヲ定メ正副戸長保長伍長或ハ年老ノ者等一区内取扱所ニ集會シ該区中妨害ノ儀或ハ異見ノ事条等無忌憚陳

述シ且本議案ノ条ヲ談シ総テ区中不平ナキヲ要シ具ニ其情実ヲ節略シ条々短文ニ編ミ之ヲ区會議ニ付セントス於是8月2日ヨリ10日ノ間各大区中便宜ノ地寺院或ハ會議所等ニ於テ区會議ヲ開ク各大区中各小区ノ議員2名宛集會シ中ニテ議員1名ヲ公撰シ其人ヲ定メ前日小区中ニテ議スル処ノ論文ヲ出シ朗読セシメ可否ヲ討論シテ議ヲ決ス議長其文意ノ通暢シ難キモノヲ雌黃シ件々相纏メテ之ヲ県會議ニ付セントス而テ同月12日郡會議全ク畢リ同月16日ヨリ県下地福寺ニ於テ合議ヲ開ク議員各大区ヨリ正副2名或ハ1名總計25名出席ス規則上ニ其員中ニ於テ正副議長ヲ投票スルニアリ然ルニ議員俱ニ初面ニシテ優劣ヲ弁セ相議シテ官撰ヲ請フ官之ヲ許サス往復時ヲ移ス遂ニ友野大属杉山中屬出張民撰ノ名称アルヲ以テ官撰スヘカラサルノ旨ヲ論ス依テ衆員協議シ共ニ注目スル処ヲ上申シ官ヨリ之ニ命シ長副2名ヲ定ム且幹事3名ヲ公撰ス翌17日官ヨリ告文アリ

議長 副議長

庁下會議概則先般各区ニ相達置候処右概則中実地差支ヘ候條款ハ取捨適宜ノ処分委任候条此段相達候也

同日午前第8時ヨリ開議本案34件即決45条討議弁駁規則ニ照準シ議長之ヲ進退ス官員來聴交々3数人其他參聴廳至蟻集午後3時ニ至テ退場如此者9日同月2日ニ至テ閉院シ決議60条ヲ淨書シ官ニ呈ス其条左ニ掲ク

會議人名

	第一大区	森田 豊久
	同	小寺 好房
議長	第二大区	武田 直行
幹事	同	横山 光一
幹事	第三大区	浪越 日敞
	同	今井 新
	第四大区	国頭 第三郎
		不快ニ付半途ヨリ代理
		高田 寿一
	同	ト部 才次郎
		不快ニ付初会ヨリ不參
	第六大区	刈屋 実任 ^(註)
	同	甲斐 脩

	第七大区	和田元吾
	同	翁宗春
	第八大区	小寺純一郎
	同	平木深造
	第九区	信原徳太郎
	第十大区	名和弥三郎
	第十一大区	荘謙吉
幹事	第十二大区	中村長遷
	第十三大区	小川甚六
	第十四大区	龍治廉平
	同	古谷省三郎
副議長	第十五大区	後藤懋
	同	岡本常彦
	第十六大区	高見実真
	第十七大区	田村護三郎

会議標目

- 1 各区へ議院ヲ置クノ議
- 1 御布達書活字ノ入費幾分ヲ下民ニ課スルヲ非トスルノ議
- 1 官費民費分界ノ議
- 1 区画ヲ改正シ村費ヲ減スルノ議
- 1 官途ニアリテ商業營利ヲ禁スルノ議
- 1 官私学校分界ノ議
- 1 養蚕ノ議
- 1 代理人廃止ノ議
- 1 絲竹管絃ノ議
- 1 一小区一寺ノ議
- 1 戸長検査ノ議
- 1 説教ノ議
- 1 寺院ノ無用贅物ヲ以テ学資ニ充ルノ議
- 1 芸娼妓ノ議

- 1 相撲ヲ廃スルノ議
- 1 小学生徒ヲシテ行軍ノ坐作進退ヲ練習セシムルノ議
- 1 劇場中猥褻淫行ヲ禁スルノ議
- 1 斯髪ノ議
- 1 正租改正セサレハ雜稅增加御猶予ノ議
- 1 外債忽ニスヘカラサルノ議
- 1 人夫扶持方ニ差アルノ議
- 1 貧院ヲ設ケ立ツルノ議
- 1 低價ニテ書籍御下ケ及板權御買上ノ議
- 1 諸民一般一夫一婦ノ議
- 1 學校資金方法ノ議
- 1 区戸長ノ給与官私分界ノ議
- 1 士族ヲ開化ニ勸ムルノ議
- 1 地価甲乙平均ノ議
- 1 小祠ヲ合併スルノ議
- 1 河溝浚疏ノ議
- 1 鉄鉞試験ノ議
- 1 郡費賦課ノ議
- 1 売掛代金取引期限ノ議
- 1 米輸出入ノ議
- 1 野山秣場經界ノ議

以上にみられる通り、その議員の選出はすべて公選であり、会議の一般公開、議事の多数決原理など一時期ではあったがかなり注目すべき民主的内容だったのである。

このようにして、小田県臨時民選議院は当初の予定通り、1884（明治7）年8月16日から25日まで笠岡の地福寺で開催され、「決議六十条」を県庁に提出している。まず、小田県臨時民選議院議員を一覧してみると、表2にみる通り、第1大区～第17大区まで各大区から互選された議員26名で構成され

表2 小田県臨時民選議院議員一覧

大区	居住郡町村	氏名	会議役職	身分・職業・履歴その他
1	小田・川面	森田 豊久		神宮(郷社瀧江神社祠官)
	"・今井	小寺 好房		神宮, 寺子屋教師
2	深津・福山	武山 直行	議長	士族, 小参事・司法掛, 旧禄高50石以上・改正禄高38石400(4), 一揆の際兵隊の守衛で焼打ちを免れる(4.9)
	"・"	横山 光一	幹事	士族, 大属・校務掛(3.12), 旧禄高50石以上・改正禄高28石500(4), 学区取締, 書肆細謹社中(5.9)
3	沼隈・	浪越 日蔵	"	僧侶, 備中講義(7.9)
	"・山北	今井 新		県議(12.11~13.8)
4	芦田・福山	国頭 第三郎	(中途より不参)	士族格(慶応年間), 啓蒙社周旋方(4.1), 副区長(7.7~), 戸長(10.4), 県議(12.4~14.7)
	"・大橋	高田 寿一	国頭第三郎代理	品治郡第2小区副役(4.7~), 地租改正議員(9.2), 戸長(9.9), 県議(15.9~17.4)
5	品沼・江良	卜部 才次郎	(不参)	並御勘定方格合(慶応4.6), 権少属・戸籍掛, 世話役年番庄屋(3.12), 一揆焼打ち(4.8), 副区長(7.7~), 地租改正議員(9.2), 県議(12.4~13)
6	安那・川北	刈屋 実往		僧侶, 安那郡会副議長(7.8), 蛙鳴郡中(7.12)
	"・川南	甲斐 脩		僧侶より還俗, 啓蒙所教師(3.9), 安那郡会副議長(7.8), 蛙鳴郡中(7.12), 芦長(12.4)
7	神石・小島	和田 元吾		中津藩御抱区・2人扶持切米7石(2.11), 小島出張所産物掛, 県議(12.4~18.12)
	"・下豊松	翁 宗春		神官(上野村八幡神社, 李村天神社祠掌)
8	後月・井原	小寺 純一郎		戸長(8.2~), 地租改正議員(9.2), 副区長(10.11~11.9), 連合戸長(16.2~18.12), のち県属
	"・	平木 深造		
9	川上・下原	信原 徳太郎		士族, 成羽藩勤学所教師, 参政・文武局長, 育英学舎主(12), 県議(19.9~22.1)
10	哲多・野馳	名和 弥三郎		郷土格・苗字帯刀御免, 松山藩郷兵小締役, 戸籍取調掛, 地租改正議員(9.2), 副区長(10.11~11.9), 郡書記(11.10~13.5)
11	阿賀・	莊 謙吉		地租改正議員(9.2), 郡書記(12.10~), 連合戸長(16.2~18.1), のち県議
12	上房・高梁	中村 長遷	幹事	漢学者, 松山藩有終館教師, 藩学会頭

13	賀陽・ 都字・妹尾崎	小	滝	古	後	岡	高	田	庄		
14	"	中	島	省	三	郎	常	實	藤	三	郎
15	窪屋・	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
16	"	下	道	岡	田	"	"	"	"	"	"
17	"	浅	口	"	"	"	"	"	"	"	"
										副	長

注) 『広島県史』近代1、昭和55年、202-203ページ、より引用。なお、原典は「岡山県史料」52 小田県歴史による。「居住郡町村」「身分・職業」履歴その他」は、『岡山県政史』第1巻、同明治大正編・昭和前期編、『岡山県郡治誌』、『岡山県人物伝』高見章夫『岡山県人名辞典』、小田県下の各郡(治)誌や三谷家・窪田家文書などによる。()内は明治期の当該年月現存を示している。

ていた。その身分・職業は、士族層や庄屋、正副戸長や数ヵ村連合戸長層、藩や県と深いつながりをもつ神宮・僧侶・漢学者・医師などいわば地域の豪農やインテリ層が中心をなしていた。

民選議院の議事内容については、くわしい事は明らかではないが、先の小田県庁下会議標目でみると、「各区へ議院ヲ置クノ議」「官費民費分界ノ議」「区画ヲ改正シ村費ヲ減スルノ議」「官私学校分界ノ議」「養蚕ノ議」「士族ヲ開化ニ進ムルノ議」「郡費賦課ノ議」など、自治、租税、教育、産業、士族の啓蒙、郡費など民衆の生活要求に関連する議事が、各大区の事情に応じて議決されたことが想像できるのである⁽²⁹⁾。

こうした「民意」を体して、矢野権令は地方官会議へ出席のため上京したが、彼は上京したまま1875(明治8)年9月5日依願免職となった。そうして、同年12月10日、小田県は突如廃県となり、岡山県に合併されることとなった。一方、隣接の岡山県では、豪農層の反対の中で地租改正の方式をめぐって政府と対立していた権令石部誠

中が事実上蹴出され、かわって県令に任命された鹿児島藩出身の高崎五六が、着任早々奏任官を除く県官のいっせい罷免という強権的な手段によって反対闘争を弾圧し、地租改正を完了していた。また、1874（明治7）年1月中央で民選議院設立建白書を提出していた板垣退助も、1875年10月27日、参議を辞任したのである。小田県の臨時民選議院は、まさに「臨時」の名の通り、僅か1回限りで終わったのであり、ふたたび従来通り官選化した区長会が毎月開かれるところとなった。

一方、小田県の臨時民選議院実現の原動力となった窪田は、臨時民選議院の最終段階で論議された「各区へ議院ヲ置ク」ことを要求することなく、沈黙を守った。そうして、恒常的な公選議院の設置ではなく、それからは一步後退して、新たに学習結社蛙鳴群の結成を宣言したのである。1884（明治7）年12月5日、坂田丈平（後月郡寺戸村）らと議定、小田縣蛙鳴群規則をつくり活動したが、その後板垣らの民選議院即時開設論とは一線を画するものとなっていった。これは、加藤弘之らの『明六雑誌』に阪谷朗蘆が民会公選には「官撰議院と申す変則より次第に開くべき事」と段階的な慎重論を述べこの見解を柴原和や郷里の坂田丈平（警軒）にも書簡を通じ書き送っていた事実とも関連があったといえよう⁽³⁰⁾。

いわば、小田県をとりまく当時の民会運動の思想的背景には、朗蘆らが持つ尊王（＝絶対主義的天皇制）と開国啓蒙（西洋の議会制民主主義や文明開化の導入）との思想的矛盾も内在していたと思われる。

(29) 『広島県史』近代1, 204ページ。

(30) 「明六雑誌」に阪谷朗蘆の「民撰議院を立るには先政体を定むべきの疑問」(13号)、「民撰議院変則論」(27, 28号)ほかの論文がある。また、朗蘆からの柴原和あて書簡(明治8年7月12日)、警軒あて書簡(明治12年9月10日。この二通は前掲「書翰集」所収)が重要であり、この問題についてはさらに検討を要する。

むすびにかえて

以上、犬養毅の小田県庁時代について、彼が自筆の記録（自叙伝）『家記大要』の中に記した「予か思想の一大変化」の中身とは一体何かを中心に、その歴史的背景となるものを近世以来の小田県地域の動向を中心に考察を加えてきたのであった。そこでは、阪谷朝蘆をその思想的展開の原点とした後月郡築瀬村の桜溪塾、寺戸村の興讓館（坂田丈平ほか）、そして安那郡粟根村の医師窪田次郎をはじめとする福山藩の人々——その多くは西洋の書物を読み新知識や技術をとり入れた医師たちであった——の三者の連関が、明治初期小田県の民会運動とその思想的潮流を形成し、また同時にその思想的矛盾をも内包していたことを試論的に述べてきたのであった。青年時代の犬養が、三餘塾時代とあわせ、特に小田県庁地券局出仕時代に受けた影響は、彼のその後の政治思想形成にとってきわめて大きいものとなったと思われる。

そのことは具体的には、彼の自筆の記録『家記大要』に自ら叙述しているところから示唆されるが、

第1に、彼が小田県庁所在地笠岡の地の輪読会などで学んだ西欧の開明的な学問「萬国公法」の中身から大きな感銘を受けたことであり、

第2に、その地でふれた尊王開国派の思想的潮流に立つ漢学者、思想家、そして新しい民政・医療・衛生思想を持った啓蒙的な医師集団などとの人間的な交流の場の与えた影響であり、

第3に、彼が、その後一転して慶応義塾の福澤諭吉先生を慕い上京するに至るきっかけも、またこの時期に与えられるに至っていること、などであろう。

犬養にとって小田県庁時代の2年間は、それが彼の家庭経済事情＝学資調達問題を直接的な動機としつつも、彼の人生における新しい学問と政治思想への地平にとってきわめて大きかったことは、以上の考察からも自ら明らかな点であろう。そして彼は、初期帝国議会では、かつての自由民権論者に

代わり民党側——大隈・改進黨系——の立場に立って活動するが、その遍歴の生涯と思想基盤形成へのきっかけもまた、すでにこの時期に与えられていたとはいえないだろうか。なお、本論文は、近年公開予定の犬養毅の自筆の記録『家記大要』の記述に基づき試論的に述べたものであるが、阪谷朗蘆をはじめ、坂田警軒、窪田次郎らからの思想的影響並びにその交錯のより立ち入った解明については別稿を要することを記してむすびにかえたい。